

「千葉県介護予防ケアマネジメントの手引き（第2版）」主な変更箇所

※下記は、主な変更箇所を記載しています。

下記以外の変更箇所は、「千葉県介護予防ケアマネジメントの手引き（第2版）」でご確認ください（HPで公開しています）。

NO.	目次（改定後に相当）		項目	変更箇所		改定の理由	
	章	節		改定前	改定後		
1	第1章	地域包括ケアシステム（主な変更箇所はなし）					
2	第2章	千葉県介護予防・日常生活支援総合事業					
2-1	第2章	第2節	千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の対象者	【P14】 「基本チェックリストの考え方」中「質問項目の趣旨」の「NO.16 外出頻度の説明」→「週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態を平均してください。」	「基本チェックリストの考え方」中「質問項目の趣旨」の「NO.16 外出頻度の説明」→「週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態を平均してください。」 ※「外出」には、「通院、買い物、交流」なども含まれます。	あんしんケアセンターから、「通院や介助されたの外出も含む等例を提示すると分かりやすい。」という意見があったため。	
2-2	第2章	第3節	千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	記載なし	「認定有効期間の開始日・サービス利用開始日の考え方」を追加	あんしんケアセンターや居宅介護支援事業所からのお問い合わせが多いため、追加しました。	
2-3	第2章	第3節	千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	記載なし	「ア 新規要介護認定の場合の流れ」を追加	あんしんケアセンターや居宅介護支援事業所からのお問い合わせが多いため、追加しました。	
2-4	第2章	第3節	千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	本章では記載なし 【現行の手引き】 「第4章 P51～57」から第2章に移行	「暫定ケアプランの作成について」を追加 ※現行の手引き「第4章」から本章に移行	あんしんケアセンターや居宅介護支援事業所からのお問い合わせが多いため、本章に記載場所を変更しました。	
2-5	第2章	第3節	千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	本章では記載なし 【現行の手引き】 「第4章 P52」から第2章に移行	「(2) 区分変更（要介護新規）申請時における暫定ケアプランとその後の流れ」を第2章第3節の最後に掲載 ※現行の手引き「第4章」から本章に移行	あんしんケアセンターから、「暫定ケアプランとその後の流れ」は、主に給付に関する内容のため、第3節最後のページに持ってきた方がわかりやすい」というご意見を受け、掲載場所を変更しました。	

NO.	目次(改定後に相当)		項目	変更箇所		改定の理由
	章	節		改定前	改定後	
2-6	第2章	第4節	介護予防ケアマネジメントの種類	<p>【P22】 <ケアマネジメントCケアプランの作成条件> 地域支え合い型訪問支援を単独で利用する場合については、効果的な「セルフケア・セルフマネジメント」とすることが難しいため、介護予防ケアマネジメントCケアプランの作成は認めていない。</p>	<p><ケアマネジメントCケアプランの作成条件> 地域支え合い型訪問支援を単独で利用する場合については、効果的な「セルフケア・セルフマネジメント」とすることが難しいため、「いきいき活動手帳」をご活用いただき、<u>セルフプランの推進に努めていただくとともに、利用者の状態に変化が生じた場合は、随時、あんしんケアセンターにご連絡いただくよう、お伝えください。</u></p>	<p>平成30年度から「地域支え合い型訪問支援の単独利用(サービスB)」の利用要件を緩和しました。 それに伴い、当該利用条件と単独利用の注意点を周知するため、記載を修正しました。</p>
3	第3章	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託(主な変更箇所はなし)				
4	第4章	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの具体的な進め方				
4-1	第4章	—	暫定ケアプランの作成	P51~57に掲載	「第2章 第3節 千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の流れ」に移行	あんしんケアセンターから、「暫定ケアプランとその後の流れ」は、主に給付に関する内容のため、第3節最後のページに持ってきた方がわかりやすい」というご意見を受け、掲載場所を本章から第2章に移行しました。
4-2	第4章	第2節	契約	記載なし	「 <u>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書</u> 」の参考例(日付の考え方等)を記載	あんしんケアセンターからのお問い合わせが多く、「日付についての詳細注釈などがあるとわかりやすい」というご意見を受け、記載しました。
4-3	第4章	第2節	契約	記載なし	「平成30年4月1日付、介護保険法改正に伴う対応」について追記。	平成30年4月1日付介護保険法改正に伴い、追記しました。
4-4	第4章	第3節	アセスメント(課題分析)	記載なし	「 <u>軽度者の福祉用具貸与の例外給付(車いす、移動用リフト、特殊寝台等)</u> 」に係る利用要件を追記	軽度者の福祉用具の例外給付の利用については、昨年度、例外給付に係る手続き漏れが散見され、一部の事業所において、介護給付費の返還事例に発展した事例がありましたので、注意喚起の一環で追記しました。

NO.	目次(改定後に相当)		項目	変更箇所		改定の理由
	章	節		改定前	改定後	
4-5	第4章	第4節	介護予防サービス・支援計画原案作成	記載なし	「千葉市の生活支援サイト」の記載を追記。	令和元年7月に、本市で「生活支援サイト」の公開をスタートしたため、追記しました。 本手引きに掲載することで、多様な地域資源をケアプランに位置付けていただくことを期待しております。
4-6	第4章	第7節	評価	【P105】 「3 評価の実施」 (6)「ケアプラン継続・変更・終了」欄	「3 評価の実施」 (6)「ケアプラン継続・変更・終了」欄 「ケアプラン継続・変更・終了」欄(原則、あんしんケアセンターが記入) ・・・ ※委託にあっても、ケアプランの最終責任はあんしんケアセンターにあるため、基本的にはあんしんケアセンターが記入します。 ただし、例えば、委託先のケアプラン作成担当者が担当の意見として、当該欄に記入し、その後、あんしんケアセンターが評価表を確認した上で、最終的に方針を決定する、ということも想定されます。	評価表の記載方法が、あんしんケアセンターによって異なる運用をしていたため、市として基本的な考え方を示しました。
5	—	—	千葉市介護予防ケアマネジメントの手引き作成委員会、アドバイザー名、事務局名	【P107】 作成当時(平成29年3月時点)の「作成委員会、アドバイザー、事務局名」を記載	初版作成時の作成委員会等に加え、改訂版のアドバイザー名に安藤先生の氏名を追記。 (1)アドバイザー 千葉科学大学看護学科 教授 安藤 智子	本手引きの改定にあたり、千葉科学大学看護学科の安藤教授にご協力いただきましたので、その旨記載をしました。